

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第15号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年秋田市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 9 第 2 項第 2 号中「、条例第 8 条の 2 第 2 項の規定による請求にあつては 3 歳に、同条第 3 項の規定による請求にあつては」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日以後の日を改正後の秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 8 条の 8 第 1 項に規定する時間外勤務制限開始日とする秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年秋田市条例第 5 号）による改正後の秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年秋田市条例第 4 号）第 8 条の 2 第 2 項の規定による請求（その 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するためにするものに限る。）を行おうとする職員は、この規則の施行の日前においても、同項および同規則第 8 条の 8 第 1 項の規定の例により、当該請求を行うことができる。